

## 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪は被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。そのような性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まりをみせる中、平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

ただし、強制性交等罪の成立要件として脅迫、暴行を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分であるとの議論があったため、「心理学的、精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者心理等についての研修を行うこと。」及び「起訴、不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ処分の理由等について丁寧な説明に努めること。」などといった付帯決議が、衆議院では6項目、参議院では9項目も付され、施行3年後の見直し規定が盛り込まれた。現在有識者による検討委員会が行われている最中である。

こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、2019年には性犯罪の裁判で被害者の同意のない行為だとされながらも抗拒不能な状態ではなかったとして無罪判決が続き、改めて改正刑法の内容が社会問題化している。当然、被害者は明確な形で抵抗できない場合もあるため、多くの欧米諸国では、同意のない性交はすべてレイプとして刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われている。

「誰一人取り残さない」を基本理念としているSDGs（持続可能な開発目標）の取組を進める中で、目標5の「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」観点からも、性犯罪に関する取組を更に充実させることが求められる。

よって、本村議会は、国会及び政府におかれては、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、性犯罪に関する刑法改正の議論の充実とともに、次の事項について見直すよう強く要望するものである。

### 記

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫要件をなくし、同意なき性行為を広く処罰すること。
- 2 未成年者の性的自己決定権に配慮する形で性交同意年齢を引き上げること。
- 3 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること。
- 4 性犯罪に関する公訴時効を撤廃又は停止すること。
- 5 改正案施行後には、これまで不起訴処分とされた事案に対し、過去に遡って再捜査を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月22日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 法務大臣 厚生労働大臣  
文部科学大臣 内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 国家公安委員会委員長